

令和4年度 鎌ヶ谷市 住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備 設置促進事業補助金交付申請の手引き



鎌ヶ谷市では、地球温暖化防止を推進するために、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する方に対して、費用の一部を補助します。

<申請期間>

令和5年1月31日(火)17時まで

【郵送の場合は、令和5年1月31日必着】

※申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します

令和4年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1 補助対象設備について.....	1
2 補助金額及び補助対象経費について.....	2
3 補助対象となる方.....	3
4 申請手続きの流れ.....	4
5 申請について (1)提出書類.....	5
5 申請について (2)申請書記載例.....	6
5 申請について (3)内訳明細書の参考様式及び記載例.....	7
5 申請について (4)提出方法.....	9
5 申請について (5)申請期間.....	9
6 その他の注意事項.....	10
7 Q&A.....	11
8 提出先・お問い合わせ先.....	15

1 補助対象設備について

※すべて未使用品(新品)であること

○太陽光発電システム

- (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの
 - ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの
 - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- (4) 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であるもの
- (5) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものでないこと

○燃料電池システム(エネファーム)

国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の指定を受けているもの

○リチウムイオン蓄電池システム

- (1) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているもの
- (2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入したものでないこと

○太陽熱利用システム

一般社団法人ベターリビングにより、優良住宅部品(BL 部品)として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が自然循環型に分類されるものを除く。

○OV2H充放電設備

- (1) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助事業とされているもの
- (2) 電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であるもの(申請日までに太陽光発電システムと電気自動車が導入されていること)

2 補助金額及び補助対象経費について

※「窓の断熱改修」「電気自動車」は別紙参照

設備の種類	補助金額	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(小数点以下第1位未満を切捨て)に1キロワットあたりの単価1万円を乗じて得た額 <u>上限3万円</u> 【例】(1)3.53キロワット → 3.5キロワット ⇒ 3万円 (2)2.88キロワット → 2.8キロワット ⇒ 2万8千円	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器の購入費、工事費
燃料電池システム(エネファーム)	(1) 令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 ア 停電時自立運転機能あり <u>上限12万円</u> イ 停電時自立運転機能なし <u>上限7万5千円</u> (2) 令和3年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 ア 停電時自立運転機能あり <u>上限4万円</u> イ 停電時自立運転機能なし <u>上限2万5千円</u>	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品の購入費、工事費
リチウムイオン蓄電池システム	(1) 令和4年度に太陽光発電システムを設置している住宅において、設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>上限10万円</u> (2) 令和3年度に太陽光発電システムを設置している住宅において、設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>上限4万円</u>	設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)及び付属品の購入費、工事費
太陽熱利用システム	(1) 令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>上限7万5千円</u> (2) 令和3年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>上限2万5千円</u>	設備本体、架台、その他の付属機器の購入費、工事費
V2H充放電設備	令和4年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合 <u>補助対象経費の1/10(上限25万円)</u>	設備本体の購入費

※各設備共通

補助対象経費には、消費税、地方消費税相当額及び他の補助金額(国等の補助金の交付を受けている場合)を含めないものとします。

算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

3 補助対象となる方

以下すべてに当てはまる方が申請できます。

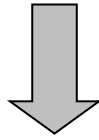
- (1) 住宅(※)を自ら所有し補助対象設備を設置した方、
または住宅の新築・増改築に併せて補助対象設備を設置した方、
または未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得した方、
または第三者が一部もしくは全部を所有する住宅に所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方

※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅(自ら所有・居住する部分のみ)を含みます

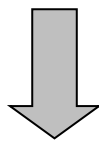
- (2) 補助対象設備が設置された鎌ヶ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方
- (3) 鎌ヶ谷市に納付すべき税を滞納していない方
- (4) 令和3年度以降(令和3年4月1日以降)に設置工事に着手し、完了した方(電気自動車・V2H充放電設備は令和4年度(令和4年4月1日以降))

4 申請手続きの流れ

(補助対象設備の工事が完了し、補助対象設備の使用を始める)

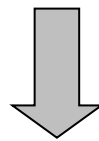


① 「補助金交付申請書」(第1号様式)に必要な書類を添えて提出する



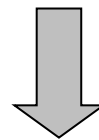
※市:受付・書類審査
(30~45日程度要します)

② 市から郵送する補助金交付決定通知書・額確定通知書を受け取る



③ ②で同封した「補助金交付請求書」(第5号様式)を提出する

※補助金交付請求書の「1請求額」には、額確定通知書の「交付確定額」をご記入ください。



※市:補助金支払い
(30日程度要します)

④ 補助金を受け取る

※補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがあります

5 申請について (1)提出書類

設備ごとに提出書類が異なりますので、ご確認ください。

※「窓の断熱改修」「電気自動車」は別紙参照

提出書類		補足
<全設備共通>		
①	補助金交付申請書(第1号様式)	—
②	メーカー発行の保証書、出荷証明書など未使用品であることを確認できる書類の写し	購入日、メーカー名、品番等が全て確認できるもの ※14ページ「Q3-4」参照
③	設備の設置図面	間取図に設置状況を図示したもの等
④	領収書の写し	※12ページ「Q2-12」、14ページ「Q3-6」参照
⑤	内訳明細書	補助対象経費の内訳が明記されているもの ※「工事費一式」ではお受けできません ※様式は問いませんが、参考様式2を使用させていただいて構いません
⑥	補助金交付申請チェックシート	—
<全設備共通> 該当する方のみ		
⑦	補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	申請を設備販売者等に代行させる方
⑧	補助対象設備設置承諾書	設備を設置した住宅を第三者が一部(全部)所有している方
<太陽光発電システムを申請する方>		
⑨	②の書類について	太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの両方のものを提出してください
⑩	③の書類について	太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの
⑪	電気事業者と締結した特定契約の内容がわかる書類の写し	東京電力パワーグリッド株式会社と契約した場合は、「電力受給契約申込書」の写し又は「接続契約のご案内」の写し及びいずれかの書類を提出ください ・「特定契約締結通知」(メール)の写し ・「系統連系完了通知」(メール)の写し ・「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
⑫	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
<リチウムイオン蓄電池システムを申請する方>		
⑬	太陽光発電システムが設置してあることが確認できる書類の写し	既設の場合:売電明細の写し等 新設の場合:「接続契約のご案内」、保証書の写し等
⑭	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
<V2H充放電設備を申請する方>		
⑮	太陽光発電システムが設置してあることが確認できる書類の写し	既設の場合:売電明細の写し等 新設の場合:「接続契約のご案内」、保証書の写し等
⑯	電気自動車が設置してあることが確認できる書類の写し	自動車車検証の写し
⑰	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるもの

5 申請について (2)申請書記載例

第1号様式(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業
補助金交付申請書

鎌ケ谷市長 様

持参の場合は提出日、
郵送の場合は発送日
をご記入ください

令和4年7月7日

鎌ケ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業補助金交
付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	住所	〒 2 7 3 — 0 1 9 5 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1	電話番号 047-▲▲▲-●●●●
	フリガナ	カマガヤ ジロウ	
	氏名	鎌ケ谷 二郎	

日中連絡が取れる番号
をご記入ください

設備及び申請内訳額 (該当する番号に○印をしてください。)	① 太陽光発電システム (3 . 5 キロワット)	30,000 円
	② 燃料電池システム(エネファーム)	円
	③ リチウムイオン蓄電池システム	100,000 円
	④ 太陽熱利用システム	円
	⑤ 窓の断熱改修	円
	⑥ 電気自動車	円
	⑦ V2H充放電設備	円
申請額合計		130,000 円

キロワットの記入を
忘れずに

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	1 既存の住宅に設置した。 2 住宅の新築に併せて設置した。 3 設備が設置された住宅を取得した。	設備毎に着工日が異なる場合はそれぞれご記入ください
着工日	令和 4年 4月 12日 蓄電池6/2	
設置又は引き渡し完了日	令和 4年 7月 2日	

全ての設備の設置
工事が完了した日
をご記入ください。
(13 ページ「Q3-2」
参照)

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を
 同意します 同意しません
(該当する に✓印を)
※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税(個人市民税・固定資産・都市計
る納税証明書及び住民票の写し(申請日時点の住所地がわかる申請者本人分)を添付してくだ

いずれかにチェックを忘れずに

5 申請について (3)内訳明細書の参考様式及び記載例

※「窓の断熱改修」「電気自動車」は別紙参照

参考様式 2

令和 年 月 日

住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費用の内訳明細書

〇〇〇〇様邸における〇〇〇〇〇〇設置費用の内訳については下記のとおりです。

補助対象設備	項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール購入費					円	円
	架台購入費					円	円
	パワーコンディショナー購入費					円	円
	その他付属機器購入費					円	円
	工事費					円	円
燃料電池システム (エネファーム)	設備本体購入費 (燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)					円	円
	付属品購入費					円	円
	工事費					円	円
リチウムイオン蓄電池システム	設備本体購入費 (蓄電池部、電力変換装置等)					円	円
	付属品購入費					円	円
	工事費					円	円
太陽熱利用システム	設備本体購入費					円	円
	架台購入費					円	円
	その他付属機器購入費					円	円
	工事費					円	円
V2H充放電設備	設備本体購入費					円	円
	付属品購入費					円	円
	工事費					円	円
その他							
小計							円
消費税							円
合計							円

備考

会社名

〒

TEL

担当者

<内訳明細書(参考様式2)の記載方法について>

- ①必要に応じて、行や列の追加や削除をして使用していただいて構いません
- ②各項目の金額等は補助金対象経費の算定に必要となりますので、必ず記入してください

申請者の氏名を記入してください。

補助金を申請する設備を記入してください。

記載例

令和〇年〇月〇日

住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費用の内訳明細書

鎌ヶ谷 二郎 様邸における太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池設置費用の内訳については下記のとおりです。

補助対象設備	項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール購入費	〇〇〇〇〇社	AAA111AA11-250W	5	枚	50,000円	250,000円
			BBB222BB22-250W	5	枚	50,000円	250,000円
			CC-333CC33-250W	5	枚	50,000円	250,000円
			DD-444DD44-250W	5	枚	50,000円	250,000円
	架台購入費			1	式	70,000円	70,000円
	パワーコンディショナー購入費		EEE55EE5	1	式	200,000円	200,000円
	その他付属機器購入費					円	50,000円
リチウムイオン蓄電池システム	設備本体購入費 (蓄電池部、電力変換装置等)	〇〇〇〇〇社	FFF-66-F6	1	台	円	1,850,000円
	付属品購入費					円	円
	工事費			1	式	円	180,000円
V2H充放電設備	設備本体購入費					円	円
	付属品購入費					円	円
	工事費					円	円
その他	※値引等がある場合は記載						
小計							3,650,000円
消費税							365,000円
合計							4,015,000円

行を追加。

補助対象外の設備がある場合は、行を追加して記入してください。

備考

会社名 株式会社〇〇〇〇〇〇

〒 ×××-××××

〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇×-×-×

TEL ×××-××××-××××

担当者 〇〇〇〇

5 申請について (4)提出方法

○提出方法

持参または郵送で提出して下さい。

申請は受付順で、設備別予算枠に達した時点で終了します。

申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に市に提出されたものは無効となります。

○市の補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら

速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、提出期限(別途お知らせいたします)までに、持参または郵送で提出して下さい。

5 申請について (5)申請期間

○申請期間

令和5年1月31日(火)まで

持参の場合、受付時間は午後5時までとなります。

郵送の場合、令和5年1月31日(火)必着となります。

(期間中に予算の範囲を超えた場合、超えた日に到着した申請書は抽選し受け付けます)

6 その他の注意事項

<申請にあたって>

- (1) 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用のうえご提出下さい。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- (2) 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (3) 設備を設置した住宅を第三者が一部または全部について所有している場合は、所有(共有)者全員の「補助対象設備設置承諾書」(参考様式1)が必要です。
- (4) 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金額を決定します
- (5) 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- (6) 補助対象設備を組み合わせて申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。
- (7) 太陽光発電システムについての申請の場合、申請者と電力受給契約者は同一人物である必要があります。
- (8) 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

<補助金交付決定後>

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(P15参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合には予めご相談ください。
- (2) 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

1 補助制度全般について

Q1-1	すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみを対象としています。
Q1-2	申請時にすでに設備を使用始めていますがよいですか？
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。申請時には設備を使用し始めていることが条件となっています。
Q1-3	申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？
A	指定した様式をご利用ください。ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4	手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてくるのですか？
A	申請者に送付します。
Q1-5	国の補助金を一緒に受けることはできますか？
A	可能です。ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国の補助金額を控除することになります。
Q1-6	過去に鎌ヶ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？
A	可能です。設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

2 補助対象について

Q2-1	二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？
A	対象になります。ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。また、太陽光発電につきましては、電気事業者との特定契約もそれぞれの世帯で締結していただくことが必要です。
Q2-2	住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？
A	住居のみ対象になります。ただし、建物の所有が法人である場合は、法人の承諾書が必要となります。
Q2-3	借家に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。ただし、建物の所有者（大家等）の承諾書が必要です。また法定耐用年数の期間内は売却等の処分をすることができません。

Q2-4 マンション等の共同住宅に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、設置箇所を自己で所有し、かつその共同住宅（設置箇所）に居住している場合に限りです。
Q2-5 複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？	
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-6 現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件になります。
Q2-7 現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？	
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録することが条件となります。
Q2-8 別荘に対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-9 対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をすることが条件となります。
Q2-10 設置の工事または建売住宅の引き渡しはいつまでに終わらせなければいけませんか？	
A	申請日までに完了させ、かつ申請者がその住宅に住み、鎌ヶ谷市に住民登録をすることが条件になります。
Q2-11 対象設備を設置した住宅の引渡しがありました。対象設備の保証開始は補助対象期間前ですが、住宅の引渡しは補助対象期間中でした。補助の対象ですか？	
A	対象外です。保証（使用）の開始が補助対象期間中の設備が対象となります。
Q2-12 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	対象設備の所有権が申請者にあり、販売店が領収書や支払証明書を発行できる場合は、対象となります。

Q2-13 ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？	
A	対象外です。
Q2-14 太陽光発電システムを設置しました。申請者と電力受給契約者が異なりますが、問題ありませんか？	
A	申請者と電力受給契約者は同一である必要があります。
Q2-15 併用型の設備を設置しました。補助の対象ですか？	
A	設備毎の補助要件を満たしている場合は、それぞれが対象となります。例えば、「太陽光発電システム」と「太陽熱利用システム」の併用型設備を設置した場合、補助要件を満たしていれば補助金の交付を受けることができます。
Q2-16 以前に設置した太陽熱温水器を交換しました。補助の対象ですか？	
A	対象となります。ただし、古い機器の撤去費や処分費は補助対象外です。
Q2-17 リース契約により設置された設備は補助の対象ですか？	
A	住宅の居住者自らが所有する設備が補助対象となるため、リース契約により設置された設備（＝所有権がリース会社にある場合）は補助対象外です。

3 補助金の申請について

Q3-1 二世帯住宅です。どちらの世帯でも使用できる設備を1台設置しようと思いましたが、どちらが申請すればいいですか？	
A	太陽光発電システムについては電力受給契約者が、その他の設備については発注者が、国補助金の交付を受けている場合には、その補助金の申請者である方が申請してください。
Q3-2 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日（太陽光発電システムの場合は特定契約締結日）をご記入ください。
Q3-3 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>全ての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。</p> <p>なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」は全ての設備の設置が完了した日をご記入ください。</p>

Q3-4 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	<p>未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）や、太陽電池モジュールの場合のみ出力対比表またはバーコードの写しでも可とします。</p> <p>なお、以下の設備についてそれぞれの項目が網羅されていることが必要です。もし保証書や出荷証明書等に以下の項目が明記されていない場合は、併せてカタログや仕様書をご提出ください。</p> <p>（1）太陽光発電システムの場合 太陽電池モジュールの購入日、メーカー名、品番、<u>公称最大出力</u> パワーコンディショナーの購入日、メーカー名、品番、<u>定格出力</u></p> <p>（2）その他の設備 設備本体の購入日、メーカー名、品番</p>
Q3-5 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	「工事費一式」ではお受けできません。内訳明細書についてはP7~8を参考に作成してください。（様式は問いませんが、参考様式2を使用させていただいて構いません。）
Q3-6 設備が設置された住宅を購入しました。領収書と内訳明細書はどのように提出すればよいですか？	
A	住宅の売買契約書（補助対象経費の内訳明細が記載されているもの）の写しを提出してください。
Q3-7 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

4 その他

Q4-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？	
A	申請者本人名義の口座に限ります。
Q4-2 いつ、振り込まれますか？	
A	請求書を市が受理してから、30日程度を見込んでください。
Q4-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？	
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、持参または郵送で提出してください。

Q4-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？	
A	<p>それぞれ以下のとおりです。なお、これらの年数が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、予めご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム…17年 ・燃料電池システム（エネファーム）…6年 ・リチウムイオン蓄電池システム…6年 ・太陽熱利用システム…15年 ・電気自動車…4年 ・V2H充放電設備…8年
Q4-5 知りたい質問の回答がここにはありません。	
A	環境課までご相談ください。

8 提出先・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課（市役所1階）
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
TEL 047-445-1227 FAX 047-445-1400
Mail kankei@city.kamagaya.chiba.jp